

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
令和四年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 漁業権者の名称及び住所
錦川上流漁業協同組合 周南市大字鹿野上三二五九
- 二 漁業権の免許番号
内共第五号
- 三 変更の内容
漁業権者の住所

変		更		前	
漁業権者の名称		住所			
錦川上流漁業協同組合		周南市大字鹿野上三二五九			

変		更		後	
漁業権者の名称		住所			
錦川上流漁業協同組合		周南市大字鹿野上一五五九			

四 変更後の遊漁規則の施行の日
令和四年六月十一日